

【第2部】 グループに分かれて意見交換会 参考資料

1. 選挙の仕組み(田原本町ホームページから抜粋)

※ 選挙権は、憲法に保障された基本的な権利です。

大切な権利を無駄にすることなく、選挙には積極的に投票しましょう。

①選挙権

満 18 歳以上(平成 28 年 6 月 19 日の後の選挙から)

②選挙人名簿の登録

満 18 歳以上の日本国民であること

※住民票が作成された日から引き続き住民基本台帳に 3 か月以上記録されていること

③期日前投票で投票できる期間

選挙の公示(告示)日の翌日から投票日の前日までの間
(毎日 午前 8 時 30 分から午後 8 時まで)

④期日前投票場所(町役場など)

投票日に、次の事由などに該当する場合は、あらかじめ期日前投票することができます。

※・仕事 ・冠婚葬祭 ・その他 レジャー等の場合

⑤不在者投票

選挙人名簿登録以外の市町村で、投票日まで出張等で滞在中の方は、滞在中の市町村選挙管理委員会で投票できます。

※投票用紙等の請求は、田原本町選挙管理委員会へ行います。

また、不在者投票施設に指定されている病院や老人ホームに入院・入所されている方はその施設で投票できます。

※手続き等は、施設長に申し出て下さい。

⑥過去の選挙投票率

・田原本町議会議員選挙

2009 年 65.77% 2017 年 55.59% 2021 年 52.35%

※2013 年は 無投票

・参議院議員選挙

	2013 年	2016 年	2019 年	2022 年
10 歳代	無	46.78	32.28	35.42
20 歳代	33.37	35.6	30.96	33.99
30 歳代	43.78	44.24	38.78	44.8
40 歳代	51.66	52.64	45.99	50.76
50 歳代	61.77	63.25	55.43	57.33
60 歳代	67.56	70.07	63.58	65.69
70 歳代以上	58.54	60.98	56.31	55.72
全体	52.61	54.7	48.8	52.05

2. 田原本町議会基本条例(田原本町ホームページから抜粋)
(前文)～(第3条) ※別紙

3. 町議会への請願・陳情(田原本町ホームページから抜粋)

請願・陳情は、町民の皆さんの意見や要望を行政に反映させるための制度で、町政に関することを町議会に提出することができます。

請願…一人以上の議員の紹介(署名又は記名押印)が必要です。

陳情…議員の紹介は必要ありません。提出された陳情は、請願に準じて取り扱います。

議会で受け付けた請願・陳情は、関係する委員会で慎重に審査を行い、本会議で採択されたものは、町当局や関係機関などへ送付し、その実現に努力するよう求めます。

【請願書・陳情書の提出方法】

請願(陳情)書には、請願の趣旨、提出年月日、請願(陳情)者の住所(法人の場合はその所在地)、請願(陳情)者(法人の場合はその名称を記載し、代表者)が署名または記名・押印し、議長あてに提出してください。

※決まった様式はありません。